

議案第102号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

介護補償の限度額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成
14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「17万1,650円」を「17万2,550円」に改め、同項第2号中「7万
5,290円」を「7万7,890円」に改め、同項第3号中「8万5,780円」を「8万6,280円」に
改め、同項第4号中「3万7,600円」を「3万8,900円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後
に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じ
た介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、
改正前の第12条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支
給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後
の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規
定に基づく介護補償の内払とみなす。